附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するアセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤、アセトアミノフェンを有効成分とする飲水添加剤及びエンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十六条第四号に掲げる事項の記載については、なお従前の例によることができる。

（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正）

3　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤の項中「体重1kg当たり15mg以下の量を1日2回以下」を「1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を」に、「3日間」を「1日間」に改める。

別表第一アセトアミノフェンを有効成分とする飲水添加剤の項中「3日間」を「1日間」に改める。

別表第一エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）の項を次のように改める。

エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前8日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
		1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間